

鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター研究力強化戦略室教員の選考に関する選考方針

令和7年4月17日
運営委員会承認

(趣旨)

第1条 鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター研究力強化戦略室の専任教員（以下「戦略室教員」という。）の選考は、鳥取大学教員選考基準（昭和31年鳥取大学規則第7号）、鳥取大学教員選考に関する基本方針（平成14年4月4日鳥取大学評議会承認）、鳥取大学教員選考に関する基本方針の運用について（平成14年4月4日鳥取大学評議会承認）、鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター規則（令和7年鳥取大学規則第8号）及び鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター教員選考規則（令和7年鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター規則第1号）によるほか、この方針により行うものとする。

(選考方針)

第2条 戦略室教員は、原則として公募により選考し、公募要領には、その人事案件における職務内容及び応募資格を明記することとする。選考においては、その職務内容及び応募資格を考慮の上、第4条から第7条に定める各職位に対してそれぞれ教員に求められる資格を有する者から選考する。

(業務)

第3条 戦略室教員は、鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター（以下「センター」という。）の研究力強化に向けた戦略立案と実行を担うものとし、次に掲げる業務を実施する。

- 一 学内外の様々な情報を活用したセンターの研究力評価・分析及び研究力強化に繋がる具体的な施策提案
- 二 科学研究費補助金、国立研究開発法人科学技術振興機構などの競争的資金獲得の施策提案及び支援
- 三 外部機関等の科学技術・学術政策の調査・分析
- 四 学内組織間連携の融合研究等の企画立案
- 五 学外折衝、学内調整等の研究開発マネジメント業務
- 六 その他研究戦略に関する業務

(教授の資格)

第4条 教授は、次の号のいずれかに該当する者とする。

- 一 「博士」の学位（外国における授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有する者であって、前条に規定する業務に関し特に優れた業績を有し、かつ、他の教員を統括し、育成する強い意欲がある者
- 二 前条に規定する業務に関しその業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 前条に規定する業務に関し特に優れた専門的な知識及び経験を有し、かつ、他の教員を統括し、育成する強い意欲がある者

(准教授の資格)

第5条 准教授は、次の号のいずれかに該当する者とする。

- 一 「博士」の学位を有する者であって、第3条に規定する業務に関し優れた業績を有し、かつ、教授を補佐する強い意欲がある者
- 二 第3条に規定する業務に関しその業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 第3条に規定する業務に関し優れた専門的な知識及び経験を有し、かつ、教授を補佐する強い意欲がある者

(講師の資格)

第6条 講師は、次の号のいずれかに該当する者とする。

- 一 「博士」の学位を有する者であって、第3条に規定する業務に関し業績を有する者
- 二 第3条に規定する業務に関しその業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 第3条に規定する業務に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教は、次の号のいずれかに該当する者とする。

- 一 「修士」以上の学位を有する者
- 二 第3条に規定する業務に関し知識及び経験を有すると認められる者

(選定資料等)

第8条 戦略室教員に係る選考は、履歴書、職務に関する抱負、活動実績等を提出させるとともに、書類審査及び面接を行うものとする。

附 則

この方針は、令和7年4月17日から施行する。